

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年3月29日 10時00分ごろ
発生場所	千葉県鴨川市鴨川漁港北北東方沖 鴨川灯台から真方位356° 1,300m付近 (概位 北緯35° 06.3′ 東経140° 06.5′)
事故の概要	プレジャーボート ^{きしやう} 紀彰丸は、漂流中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年3月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 紀彰丸、5トン未満（長さ6.56m） 232-37001千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 2人（船長及び同乗者）
損傷	船体が大破（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m 鴨川市には、平成29年3月27日16時34分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船長の親族1人を乗せ、鴨川漁港北北東方沖の消波ブロック（以下「本件消波ブロック」という。）付近で魚釣りをして漂流中、船尾方から波を受け、本件消波ブロックに接近したので、船長が機関を微速力後進にかけたものの、本件消波ブロックに乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.5mであった。
分析	本船は、漂流中、本件消波ブロック付近で釣りを行っていたことから、船尾方から波を受けた際、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が漂流中、本件消波ブロック付近で釣りを行っていたため、船尾方から大波を受けた際、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・風浪等の影響を考慮して漂流場所を決定するとともに、波が大きくなりやすい消波ブロック付近では漂流しないこと。 ・気象情報を入手し、状況に応じて出港の可否を判断することが望ましい。